

長瀬町

建築各種申請べんり帳

1. 所管課等

1	建築確認※ ¹ 検査関係	埼玉県熊谷建築安全センター秩父駐在	TEL	0494-22-3777
		〒369-1871	FAX	0494-249175
		秩父市下影森1002-1	E-mail	k3387762@pref.saitama.lg.jp
		長瀬町 建設課	TEL	0494-66-3111
		〒369-1392	FAX	0494-66-0894
		秩父郡長瀬町大字本野上1035-1	E-mail	kensetsu@town.nagatoro.lg.jp
2	開発許可※ ² 適合証明	埼玉県川越建築安全センター東松山駐在	TEL	0493-22-4341
		〒355-0024	FAX	0493-22-4342
		東松山市六軒町5-1	E-mail	r4321025@pref.saitama.lg.jp
3	消防法	秩父消防本部	TEL	0494-21-0119
		〒368-0021	FAX	
		秩父市下宮地町10-25	E-mail	
4	道路※ ³ 河川※ ⁴	秩父県土整備事務所	TEL	管理担当：0494-22-3717 河川砂防担当：0494-22-3721
		〒369-1871	FAX	0494-21-1270
		秩父市下影森1002-1	E-mail	
		長瀬町 建設課	TEL	0494-69-1106
		〒36-1392	FAX	0494-66-0894
		秩父郡長瀬町大字本野上1035-1	E-mail	kensetsu@town.nagatoro.lg.jp

※1 町役場では、受付業務のみ

詳細については、埼玉県熊谷建築安全センター秩父駐在で対応（TEL 0494-22-3777）

※2 受付窓口は、長瀬町建設課

※3 国道・県道の幅員等の確認については、秩父県土整備事務所管理担当で対応

町道の幅員等の確認については、町役場で対応

※4 砂防指定地の確認は管理担当で対応

土砂災害特別警戒区域の確認は河川砂防担当で対応

2. 適用される各種条例等

1	建築基準法関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埼玉県建築基準法施行条例 ・ 埼玉県建築基準法施行細則 ・ 埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例（埼玉県建築物バリアフリー条例）
2	都市計画法関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長瀬町開発行為等に関する指導要綱
3	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長瀬町建築行為に係る道路後退取扱要綱

長瀬町

3. 設計に用いる条件

1	垂直積雪量	35cm
		ただし、H12告示1455号第2の式（※）により算出した数値が30cmを超える場合は、当該数値 （※） 垂直積雪量（m）=0.0005 × 標高（m） + 0.28
2	地表面粗度区分	II（※）またはIII（※）都市計画区域外（建築物の高さ13m以下の場合を除く）
3	基準風速（Vo）	30m/秒
4	庁舎所在地の緯度経度	東経139° 06' 36" 北緯 36° 06' 53" 標高 134m
5	日影規制の注意点	

4. 区域の指定

1	建築基準法 法22条の指定区域	用途地域の定めのある区域						
2	建築基準法第49条に 基づく特別用途地区	根拠条例 問い合わせ <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区域</th> <th style="width: 50%;">主な締結事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区域	主な締結事項				
区域	主な締結事項							
3	建築基準法第57条の 5に基づく高層住居 誘導地区	問い合わせ <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種類</th> <th style="width: 40%;">適用区域</th> <th style="width: 40%;">建蔽率の最高限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	種類	適用区域	建蔽率の最高限度			
種類	適用区域	建蔽率の最高限度						
4	建築基準法第58条に 基づく高度地区	問い合わせ <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種類</th> <th style="width: 50%;">適用区域</th> <th style="width: 30%;">高さの最高限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	種類	適用区域	高さの最高限度			
種類	適用区域	高さの最高限度						

長瀬町

5	建築基準法第59条に基づく高度利用地区	問い合わせ <table border="1" data-bbox="432 230 1385 495"> <thead> <tr> <th colspan="2">地区</th> <th colspan="2">容積率の最高限度/最低限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>建蔽率の最高限度</th> <th>建築面積の最低限度</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">壁面の位置制限</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	地区		容積率の最高限度/最低限度								建蔽率の最高限度	建築面積の最低限度					壁面の位置制限							
地区		容積率の最高限度/最低限度																								
		建蔽率の最高限度	建築面積の最低限度																							
壁面の位置制限																										
6	建築基準法第60条に基づく特定街区	問い合わせ <table border="1" data-bbox="432 618 1385 882"> <thead> <tr> <th>街区</th> <th>容積率の最高限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <th>高さの最高限度</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <th>壁面の位置制限</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	街区	容積率の最高限度				高さの最高限度				壁面の位置制限														
街区	容積率の最高限度																									
	高さの最高限度																									
	壁面の位置制限																									
7	建築基準法第68条の2に基づく地区計画	根拠条例 問い合わせ <table border="1" data-bbox="432 1050 1385 1337"> <thead> <tr> <th>地区整備計画区域</th> <th>条例で定めている主な事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	地区整備計画区域	条例で定めている主な事項																						
地区整備計画区域	条例で定めている主な事項																									
8	建築基準法第69条に基づく建築協定	根拠条例 未制定 問い合わせ 長瀬町 建設課（TEL 0494-66-3111） <table border="1" data-bbox="432 1507 1385 1597"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>主な締結事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	区域	主な締結事項	なし	なし																				
区域	主な締結事項																									
なし	なし																									
9	建築基準法第86条に基づく一団地認定	<table border="1" data-bbox="432 1648 1385 1823"> <thead> <tr> <th>地名地番</th> <th>団地名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	地名地番	団地名	備考	なし	なし	なし																		
地名地番	団地名	備考																								
なし	なし	なし																								
10	建築基準法施行令第80条の3に基づく特別警戒区域	1.長瀬町ハザードマップ 2.埼玉県河川砂防課ホームページ 域指定の関係図書は、秩父県土整備事務所及び長瀬町にて縦覧できます。																								
		問い合わせ 長瀬町 建設課（TEL 0494-66-3111）																								

長瀬町

11	都市計画法第58条の2に基づく地区計画（建築基準法第68条の2に基づくものを除く）	地区計画	地区整備計画で定める主な事項
		なし	なし
12	景観法第81条に基づく景観協定区域	問い合わせ 長瀬町 建設課（TEL 0494-66-3111）	
		区域	主な締結事項
		なし	なし
13	都市計画区域編入時期	都市計画区域外 ただし、長瀬町全域が平成9年4月1日より県条例第56条の2の2 適用区域	
14	省エネルギー基準地域区分	問い合わせ 熊谷建築安全センター秩父駐在（TEL 0494-22-3777）	
		市町村名	地域区分
		長瀬町	5地域

5. 適合証明の要否

1	都市計画法施行規則第60条の規定に基づく適合証明必要	都市計画区域外	開発区域の敷地面積 10000㎡以上
---	----------------------------	---------	--------------------

6. その他の届出等

届出等	対象		時期	提出先
1 高層建築物等の 防災計画	高さ31mを超える建築物 建築基準法施行令第147条の2各号に掲げる建築物		確認申請の前まで	県建築安全課
	届出	床面積が300㎡以上の住宅	工事着工の21日前 まで (※2)	熊谷建築安全センター 秩父駐在
2 建築物省エネ法	適合性判定申請	床面積が300㎡以上の建築物(非住宅)	工事着手前 (※1)	熊谷建築安全センター 秩父駐在 又は 登録省エネ判定機関

長瀬町

	認定申請	誘導基準（容積率特例）認定又は基準適合（表示）認定を希望する場合	認定種別や特例の時期等により異なる	熊谷建築安全センター 秩父駐在
3	建築物環境配慮制度 （CASSBEE埼玉県）	床面積が2,000㎡以上の建築物	工事着工の21日前 まで	熊谷建築安全センター 秩父駐在
4	福祉のまちづくり条 例	特定生活関連施設に該当する場合	工事着工の30日前 まで	長瀬町（経由のみ） ※4
5	建設リサイクル法	解体工事で床面積が80㎡以上 新築・増築等で床面積500㎡以上ほか	工事着工の7日前ま で	熊谷建築安全センター 秩父駐在
6	長期優良住宅	認定を希望する場合	工事着工の前まで	熊谷建築安全センター 秩父駐在
7	低炭素建築物新築等 計画	認定を希望する場合	工事着工の前まで	県建築安全課
8	埼玉県景観条例	※3	※3	※3
9	埼玉県屋外広告物条 例	屋外広告物を掲出する場合	工事着工の前まで	長瀬町 建設課
10	埼玉県中高層建築物 の事業報告	区域ごとに一定規模を超える建築物等	確認申請の前まで	長瀬町（経由のみ） ※4
11	ふるさと埼玉の緑を 守り育てる条例	敷地面積1,000㎡以上	確認申請の前まで	秩父環境管理事務所
12	小規模住戸形式集合 住宅の建築に関する 指導指針	床面積が25㎡未満の住戸又は住室を15以上有する建築物	建築事業報告書 （中高層建築物） 提出時 or 確認申請書提出時	長瀬町（経由のみ） ※4

※ 各種届出は、適用除外となる場合があります。詳しくは、提出先までお問合せください。

※1 適合性判定通知書の原本または写しを、建築確認申請書に添付する必要があります。

※2 民間審査機関による評価書（建築物エネルギー消費性能基準に適合するものに限る。）を提出する場合は、3日前まで。

※3 全域に自然公園の区域が指定されているため、埼玉県景観計画の届出は適用されません。別途、自然公園法に関する届け出が必要となる場合があります。（問合せ 県秩父環境管理事務所 0494-23-1511）

※4 受付窓口は長瀬町建設課、審査業務は熊谷建築安全センター秩父駐在